

小山市介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業【訪問型サービス・訪問型サービスA】重要事項説明書

当事業所は介護保険法に基づき栃木県の指定を受けています。

(栃木県指定 第0970800173号)

当事業所は小山市介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒323-0023 栃木県小山市中央町2丁目2番21号
代表者(職名・氏名)	会長 柿崎 全良
設立年月日	昭和43年4月23日
電話番号	0285-22-9501

2. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業(訪問型サービス・訪問型サービスA)	
事務所の所在地	〒323-0023 栃木県小山市中央町2丁目2番21号	
電話番号	0285-22-9628	
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日指定	第0970800173号
管理者の氏名	田熊 明子	
通常の事業の実施地域	小山市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び時間

受付時間	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後17時15分 (休日・祝祭日及び12月29日から1月3日を除く)
サービス提供時間	月曜日から日曜日まで 午前6時00分から午後10時00分

5. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	0名	1名
2. サービス提供責任者	2名	0名	2名
3. 訪問介護員	2名	8名	2.5名以上
介護福祉士	2名	0名	
実務者研修修了者	0名	1名	
介護職員初任者研修等修了者	0名	7名	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

＜サービスの概要＞

(1) 訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)

身体介護	利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など

(2) 訪問型サービスA(緩和型)

生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など
------	--

＜サービスの利用料金＞

(1) サービスの利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割・3割の額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

① 訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)サービスの利用料

【基本部分】身体介護及び生活援助

内容	利用区分	利用者負担(月額)			
		基本利用料	(1割)	(2割)	(3割)
訪問型サービスⅠ	事業対象者、要支援1, 2 (週1回程度利用)	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円
訪問型サービスⅡ	事業対象者、要支援1, 2 (週2回程度利用)	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円
訪問型サービスⅢ	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円

② 訪問型サービスA(緩和型)サービスの利用料

【基本部分】生活援助

内容	利用区分	時間	利用者負担(月額)			
			基本利用料	(1割)	(2割)	(3割)
訪問型サービスⅠ	事業対象者、要支援1, 2 (週1回程度利用)	45分未満	7,626円	763円	1,526円	2,288円
		45分以上	10,169円	1,017円	2,034円	3,051円
訪問型サービスⅡ	事業対象者、要支援1, 2 (週2回程度利用)	45分未満	15,243円	1,525円	3,049円	4,573円
		45分以上	20,328円	2,033円	4,066円	6,099円
訪問型サービスⅢ	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	45分未満	24,187円	2,419円	4,838円	7,257円
		45分以上	32,253円	3,226円	6,451円	9,676円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、

これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

③ 【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

内容	加算の要件	利用者負担(月額)			
		基本利用料	(1割)	(2割)	(3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,042円	205円	409円	613円

(2) 利用の中止、変更、追加

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をお支払い頂く場合があります。但し、あなたの体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル
利用予定日の前日(申し出がなかった場合)	600円

☆ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(3) 支払方法

上記の(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の額)は、1ヶ月ごとにまとめてご請求しますので、お支払ください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後にお渡しします。

支払方法	支払い要件等
現金払い(集金)	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払ください。

7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、下記のとおりです。サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭の貸借、預貯金通帳、証書、書類等の管理
- ③ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)
- ④ ご利用者の家族等に対するサービス提供
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為
- ⑥ 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは堅くお断りいたします。

8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の発生及びまん延防止に関する下記の措置を記載します。

- ① 感染症対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任担当者の配置

10. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当者の配置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束の禁止について

(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

12. 業務継続に向けた取組の強化について

(1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. ハラスメント対策について

(1) 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

14. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専門窓口で受け付けます。

事業所相談窓口	電話番号:0285-22-9503 遠 藤
受付時間	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後17時15分 (ただし、祝祭日・12月29日から1月3日は除きます)

(2) 受付窓口に直接申し出しができないときは、第三者委員が設置されておりますので、

安心してご相談ください。(第三者委員の氏名、住所、連絡先は以下のとおりです。

氏名	住 所	連絡先
橋本 吉寛	小山市大字西黒田345番地2	0285-45-1826
露木 経子	小山市栗宮1丁目7番21号	0285-25-2761
中田 一雄	小山市大字大行寺317番地	0285-38-1442

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	小山市高齢生きがい課	0285-22-9541
	栃木県国民健康保険団体連合会	028-622-7242

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所

説 明 者 サービス担当責任者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印